

岩手県告示第227号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成26年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 山田町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 山田都市計画下水道事業山田町公共下水道
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 平成7年岩手県告示第90号、平成12年岩手県告示第33号、平成13年岩手県告示第521号、平成15年岩手県告示第392号及び平成23年岩手県告示第375号の事業地のうち山田町北浜町を削る。
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 4 事業施行期間 平成7年1月27日から平成33年3月31日まで